

地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要領

制 定 平成 21 年 10 月 30 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は、地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号）（以下「本制度」という。）を利用するために、西宮市工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書に基づく債権譲渡の承諾に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる建設企業

本制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設企業（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1500 人以下の企業。以下「建設業者」という。）とする。

3 対象となる工事

本制度は、西宮市の発注する工事を対象とする。ただし、次に該当する工事は対象外とする。

- (1) 債務負担行為に係る工事（ただし、次年度に工期末を迎える工事であって残工期が 1 年未満の工事、及び最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (2) 継続費を設定した工事（ただし、次年度に工期末を迎える工事であって残工期が 1 年未満の工事、及び最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、次年度に工期末を迎える繰越工事であって残工期が 1 年未満の工事、及び前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (6) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2 分の 1 以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。（出来高の査定ではない。）

5 債権譲渡先

本制度による債権譲渡の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

6 手続きの流れ

- (1) 公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を債権譲受人に譲渡する。
- (2) 債権譲受人は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達する。一般財団法人建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施する。
- (3) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施する。
- (4) 債権譲受人及び保証事業会社は、工事完成後、西宮市から支払われた工事請負代金から、債権譲受人の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還する。

7 支払計画等の提出

建設業者は、債権譲受人からの融資及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を債権譲受人に提出し債権譲受人において確認を行う。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲受人の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲受人又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 保証事業会社による金融保証

本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸し付けを受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1号の規定に基づき、その債務を保証する。

なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲受人から建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

10 実施時期

本制度は、平成21年11月1日から、令和8年3月末までの措置として実施する。

付 則

この要領は平成21年11月1日から実施する。

付 則

この要領は平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要領は平成24年2月1日から実施する。

付 則

この要領は平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要領は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要領は平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要領は令和3年4月1日から実施する。